平成２１年（フ）第７１０４号
大阪市阿倍野区阪南町４丁目11番１号　アベノマンション204号
債務者　平井　秀樹
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３６５号
香川県高松市塩上町２丁目２番22勝賀ハイツ208号
債務者　西本　博行
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第３６６号
香川県高松市塩上町２丁目２番22勝賀ハイツ208号
債務者　西本カズ代（旧姓大山）
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第５１号
鹿児島県南九州市知覧町瀬世5380番地１エスポワール雅103号
債務者　上東　芳博
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２１年（フ）第１０５２号
仙台市太白区泉崎２丁目20番25―305号
債務者　大沼富美男
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１１３５号
仙台市宮城野区燕沢１丁目５番５号
債務者　佐藤　　薫
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１１３６号
仙台市宮城野区燕沢１丁目５番５号
債務者　佐藤　由佳
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１１７１号
仙台市青葉区旭ケ丘４丁目24―29　シャイニー旭ケ丘201号、住民票上の住所仙台市青葉区台原３丁目23番27号　台原コーポ206
債務者　阿部　秀雄（旧姓檜）
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１１９９号
仙台市泉区小角字窪上９番地の４
債務者　穂積慎太郎
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１２４５号
仙台市若林区中倉３丁目10番18号
債務者　藤元　寅雄
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１２６５号
仙台市太白区八木山本町１丁目４番地の５　ウィンディー八木山208
債務者　佐藤　洋子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１２８９号
仙台市泉区館５丁目３番地の８
債務者　佐藤　玲子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１２９２号
仙台市泉区将監殿５丁目24番地の17　リビングタウン将監Ｃ201
債務者　今野　祐子（旧姓錦戸）
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第２６７号
福島市北沢又字成出23番地の３　メイゾン清水204
債務者　小松須美子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第２８２号
福島市岡部字寺前16番地の11
債務者　松本　利光
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第２８３号
福島市岡部字寺前16番地の11
債務者　松本　英子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第２８６号
福島市仁井田字石塚63番地
債務者　池田　克弘
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福島地方裁判所